

令和4年 第2回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和4年第2回東彼杵町議会臨時会は、令和4年8月29日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
農林水産課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	欠 席		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	書 記	山下 美華 君
--------	---------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第44号 財産の減額貸付について
日程第4	報告第15号 専決処分に関する報告について (損害賠償の額を定めることについて)

6 閉 会

開 会（午前9時27分）

○議長（吉永秀俊君）

おはようございます。

定刻前でございますけれども、全員お揃いのようにございますので、ただいまより会議を開きます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回東彼杵町議会臨時会を開会いたします。

会議を始めます前にお知らせいたします。建設課長が諸事情のために欠席しております。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番議員、林田二三君、2番議員、立山裕次君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（吉永秀俊君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第44号 財産の減額貸付について

○議長（吉永秀俊君）

日程第3、議案第44号財産の減額貸付についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

ここに令和4年第2回東彼杵町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、大変ご多用の中にお揃い、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、そのぎ茶が全国茶品評会におきまして、個人、団体共に日本一を受賞され、悲願の日本一奪還となりました。これもひとえに生産者の方々のご努力と議会議員の皆さまをはじめ町民皆

さま方のご支援の賜物と心から感謝を申し上げます。

8月17日から18日にかけて、大雨洪水警報と土砂災害警戒情報が発表されました。特に18日の午前3時には、警戒レベル4相当の情報でありましたので、真夜中でありましたが避難指示を発令をいたしております。これは避難所への移動だけの指示だけではなく、崖から離れた部屋への移動や2階等への垂直避難もお願いするものであり、住民の皆さまにもご理解を頂きたいと思っております。

次に、4回目のワクチン接種につきまして、8月27日土曜日に集団接種を終了いたしました。60歳以上の方では対象人口の80%を超える皆様にご協力をいただいております。誠にありがとうございます。しかし、第7波におきましては、町内でも感染者数の増加が見られますので、引き続き手洗い、マスク、換気等にご協力をいただきますようお願いいたします。

それでは、議案第44号財産の減額貸付についてでございます。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。

1、減額貸付をする財産は、建物が旧大楠小学校校舎1,076㎡。土地が703㎡であります。相手方は、株式会社ウラノ 代表取締役 小林正伸。埼玉県児玉郡上里町大字七本木3563番地。貸付期間としましては、令和5年1月1日から令和25年3月31日までとなっております。貸付金額は、年間26万8300円でございます。

提案の理由としましては、長期に亘る施設の安定的な活用と産業振興による地域活性化に資することを目的に、未利用施設をコオロギの養殖施設として減額貸付を行うものでございます。

詳細につきましては、税財政課長に説明させます。何卒、慎重にご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願い申し上げます。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

議案第44号について補足説明いたします。

まず、相手方の株式会社ウラノさんは、東そのぎグリーンテクノパークで航空機部品などの製造を行っている会社です。新たな分野への取り組みとして、食用コオロギ養殖事業を計画し、事業を行う場所として旧大楠小学校を希望されております。

食用コオロギの養殖事業は、食料危機、環境といった社会問題の取り組みであり、また町内事業所への支援を行うことで産業の振興が図られることから、当該施設を減額して貸し付けることをご諮りするものです。

それでは、1番の貸付する財産ですけれど、旧大楠小学校校舎になります。校舎の1階、3階は全フロアをお貸しいたします。また、2階は、災害時の避難所としておりますので、避難所利用をしていない職員室を貸し付けることとしております。

2番は飛ばしまして、3番の貸付期間は、令和5年1月1日から令和25年3月31日までとしております。本日議決を頂きましたら、文科省の許可が4か月ほど掛かりますので、開始については1月1日からとしております。

事業を行う際は設備投資もされますので、20年3か月ということを設定いたしました。

4番の減額後の貸付金額は、上記財産の固定資産税相当額ということで算定いたしました。土地建物の評価額の1.4%に校舎の面積割合を乗じて計算し、年間26万8300円といたしました。

最後になりますけれど、コオロギの養殖事業については、地元菅無田地区で説明会を開催しており、一定のご理解をいただけたと考えております。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

提案の理由とかなんとか、金額とかも格段意見を述べることはないんですけど、この貸付期間ですね、20年間という長期に亘っております。普通、賃貸借の契約でいきますと、普通でしたら特に民間の場合は、短期間、例えば3年とか5年、あるいは2年とか期間を区切って、例えば5年間とします。そうすると、双方から特段の異議とか申し入れとか、普通はない限り自動延長をするというふうなことが一般的な賃貸借の形なのかなと思っております。

と言いますのは、これは当然民間企業は最終的には営利目的とされているでしょうから、仮にこのままいきますと、途中で双方にとって不都合な事案があった場合、25年間という縛りが非常にきついものになろうかと思っておりますので、例えば、10年ぐらいいしてから利益が出たりした場合は、賃貸の増もあれば減もあるでしょうから、そこら辺を総合的に勘案しますと5年単位ぐらいの自動更新が良い気がしますけれど、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えいたします。

実は、長期間に亘りましたのは、企業の方も投資をしなければいけないということで、5年ぐらいでは少ないだろうということもございましたし、実は、私が議員の時、熊本県に視察をさせていただいた時も、校舎を企業に貸されている時に、ちょっと長期に亘って企業に貸された所を視察させていただいておりますので。これは、もし何か不都合な事態が生じた時には、契約の条項の中に、両者申し入れがあった時にまた協議をして判断をするということを入れておりますので、そういう形で処理をさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

参考までに、設備投資の金額というのはどのくらいということを伝えてあるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

投資額については、金額については詳細は何っておりません。

今回、設備投資をするに当たって国の方に、総務省の方に申請をして補助を受けると聞いております。投資金額は数千万円単位ということは何っています。実際、何千万円かというのは、申し訳ありませんが何っておりません。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他に。9番議員、森敏則君。

○9番(森敏則君)

金額が明らかでないというか、まだいくらなのかわからないという状態の中で、設備投資をされるから減額をしたという理由だったですよ、理由が。これ、その理由に当てはまるのですか。金額がいくらになるかわからないのに、設備投資があるから減額をしたということなんですが、本来、私たちの常識からいくとこれだけ掛かったのだから、それは減額しなければと。というのが頭の働きのなるのではないのかなと思うんです。しかし、いくら掛かるかわからないというので減額したというのが、ちょっと納得いくのかなという話です。どうですか、町長。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

実は、金額による減額もですけど、そうではなくて、企業として国の助成金の決定がございまして、期限がもう迫っているものですから。この教育委員会、文科省の施設の決定が出ないと申請ができないということで、期限が1月1日までに何とかしたいということでこっちも思っております、金額のどうこうが主な要因ではないと思いますけれど、詳細については税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

すみません、施設投資をするということで私が申しましたのは、今回エアコンだったりとか、管理にロボットあたりを導入するそうです。機械を導入されるということで貸付期間が、例えば10年とかでは短いだろうと、短いということで、投資をされるので20年とさせていただきたいということで説明を申し上げました。

そして、減額する理由なんですけれど、今回ウラノさんが、いつもは製造業なんですけれど、コオロギの養殖をされるということで、世界的に問題となっている食料問題、そういうものに、食料問題、環境問題、新たな分野にチャレンジされるということを鑑みて、あと町内事業さんなので、町内事業が新たな事業を起し産業振興をすると、最終的には町としてもメリットがございまして、そういった意味合いから減額して貸し付けたいということで、そういう理由でございます。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番(大石俊郎君)

今、町長と税財政課長の説明、前一回説明受けたことと併せて質問いたします。

今の説明から聞きますと、期間が20年。という期間は設備投資を行うから20年間という期間にした。減額はまた別という理由で理解しているんですけど。私が前回聞いた時は、減額をした、SAIGONさんの時からすると、約半額程度になっています。前は、SAIGONさんに貸す時は年額約倍ぐらいあったと思うんですけど。で、この減額した理由を、私が聞いたのは、まず事業を始めてどのくらい手応え、事業として成果が上がるかはわからないから、最初は減額して欲しいというふうに私は理解しておりました。で、ですよ、もし、確かに、そういうリスクはあるでしょう、企業としては。低めに抑えなくては。しかし、始めてみて5年間ぐらいやった時に、想定した以上に成果が上がった、利益が上がったということも考えられるわけですね。

だから、今、同僚議員が言ったように、最初は、5年間ぐらいで、少なくとも減額の方の貸付金額については、その事業の成果状況を見て見直すという、付帯事項を定めておく必要があるのではないかなと思っているわけなんです。

ここのところが、その減額の、20年間という期間を一定にこれだけ減額するというのは、我々町としては、ちょっと不利な契約ではないかと、率直に言ってですよ。同僚議員も言っていましたが、同じ意見なんです。この辺のところを見直していただかないと、20年間この金額でいくというのは、到底町民の方は納得できるかなという気がしております。この点、町長、どうですか

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、校舎の再利用というのを私は目的にしております。例えば、金額の如何に関わらず、こっちに絞って、あっちに絞って全部却下してしまえば、おそらく今後、千綿の旧小学校の問題も出てまいっておりますし、音琴もきのくに子どもの村学園で利用をされていますけれども、とにかく先に利用をまず見つけて、そのまま放置しておけば段々廃れていきます。その辺の効果も含めながら。確かにその期間は長いですが、収益がいくら上がるかどうかまだ定かではありませんけれど、その辺は、また私は契約はしておりますけれど、企業としてもそういう気持ちでいらっしゃいます。それで、また、ここだけではなくて、実はウラノさんは拡大というか、違う所も模索をされておりますので、従業員の確保とか働く場所、総合的に考えて、私はこういう形で進めさせていただければなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

校舎をウラノさんに貸されることは私は良かったなあと思っておりますけれど。周りに運動場とか体育館とかプールがございますけれど、その使用方法については何か考えておられるのですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

今回、校舎以外の資産については貸付はいたしません。運動場、プールについては、なかなか使用用途を決めかねているところなんですけれど、いろいろと模索しながら、今後も引き続き考えていきたいなと思っております。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番(立山裕次君)

前回の SAIGON さんの時には、校舎全棟と言いますか、全部だったのでわかりやすかったのですが、今回は一部分だということなので確認をさせていただきます。

建物の2階 628 m²のうちの54 m²、職員室ということなんですけれど、玄関はどのようになっていますか。

○議長(吉永秀俊君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

税財政課長。

○議長(吉永秀俊君)

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

今回、玄関については避難所とかに使いますので、共用部分ということで貸付は行っておりません。玄関まで貸付を行うと、今度は逆にこちらが避難所として使いにくくなるということもございますので、そういう意味合いで玄関は除いております。以上です。

○議長(吉永秀俊君)

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番(森敏則君)

ずっと流れを聞いていて、まず、年間26万8300円、月にしたら2万2358円ですよ。企業からしたらほぼただという感覚ではないのかなと思うんです。あれだけの施設が2万円だったら他にも借りるよという人、相当出て来るのではないかなと思うんです。わずか2万2358円ですよ、月。そうしたら、もしこの事業が失敗したって止めたと言って、止めやすくもあるんですね。何のリスクもない。設備投資した部分は国の補助金があるから途中で放り出すということはなかなか難しい、できないかもしれませんが。

他にもう少し待って、もっと良い条件で貸せるというのが私だったら探しますけれど、もうこれでいくというのであれば、確かに町内企業を育てるという意味、理解できます。わかります。ただ、やはり、この金額で町民の人たちに、あれは月2万2000円だと言った場合に、そんなの俺が2万2000円で倉庫に借りようかなと。倉庫でも良いぐらいですよ。物置とか。普通、ちょっと私の感覚からしたら常識外れた金額ではないかなという気がしております。これは私の感覚です。

ですから、これはもう一回再検討した方が良いのではないかなと。ウラノさんと協議して。これはあんまりではないという。これはどっちから言われたんですか、この減額するというのは。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは町の判断でございまして、実は、大楠小学校もベトナムの日本語学校も来ましたけれど、彼杵小学校に統合してから随分時間も経っております、これだけ期間を置いてもどなたも使いたいという要望も挙がってきませんでした。こちらも募集を掛けても、しておりますけれどなかなかできていません。

と言いますのは、例えば他所の県に龍角散という菓の会社がございまして、廃校舎を、その町は無償で提供されたりしています。熊本で、忘れたんですけど、議員さんと視察に行った時に段ボールの工場とかございました。やはり何とかして利用を私も模索をしております、お金ではなくて使っていただいて、コオロギというのが未来の食材ということで、今注目を浴びておまして、NHKでも特集をされております。他所の県に行った時も、ウラノの会社のあれを見たということでお話を頂きました。企業としてもそうでございまして、今後の食料事情問題につきましても、今後は世界の人口が79億から100億になるとなれば、日本は沈んでいまして、他の国が増えていきますから、これは貴重なたんぱく源になるということでございまして、とにかく皆さん方のご理解を頂いて使用をさせてもらえればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

今、同僚議員からも貸付についての質問が挙がっておりますが、この旧校舎についても貸付する公募あたりも何回かされてきた経緯があって、そういった中で応募がなかったということは私も認識しておりますが、これは最初の一回、ベトナムの日本語学校の一回だけのホームページあたりで発信をされて、その後何回かされたと思っておりますが、改めて区切って、何回ぐらいやって結果的にウラノさんとの契約に繋がったのか。そこの確認をしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

公募につきましては、申し訳ありません、日本語学校が入った時の1回でございまして。その時は日本語学校の応募があったんですけど、そこしか応募がなくて他に応募はありませんでした。なかなか公募をしても集まりにくいのかなという考えが私の方にありました。

実際、SAIGONさんと契約を解除したのは令和2年でございましたので、昨年になりますので。その後は避難所として使うこと、地区からの要望等もあって避難所として使うこともあって、なかなか他の階の用途を決めかねている時にこういう話を頂きましたので、そういうことで決めさせていただきます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

ちょっとしつこいようですけれど、この貸付金額 26 万 8300 円、これについてもう一回お尋ねします。この金額、SAIGON の契約された金額と、ウラノさんとの貸付金額、契約金額、やはり交渉と言いますか、ウラノさんは 26 万 8300 円以上になったら、これはとても借りられませんよと、こういう状況であったのかどうか。これは手の内、答えられるかどうかわかりませんが、答えられたら教えてください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

26 万 8300 円以上とか以下とかではなく、話し合いの中で町が提示をしたということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 44 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

それでは反対討論を行います。

今、いろんな話を聞きまして、町民に対してこの説明をした場合、月 2 万 2000 円で貸しました。私も含めて議会はそれを承認したのかと、はいと私は言えません。したがって、町民の納得がいくような金額なら私もどうぞ減額してくださいということを言いますが、今の理由、そして状況から推察すると、まだ交渉する余地があるじゃないかというような気がしております。したがって、ウラノさんとももう少し協議して、表現としては営利を目的とした事業となるんだからどうかと思うんですね。したがって、私は貸付の減額については反対をいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論はありますか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

先ほども質問をいたしましたけれど、この廃校舎の利活用については、大分執行部の方も公募に掛けたりしながら、応募者がいない中で今回こういうふうな経緯に至ったということで減額をしている。しかし、これをそのまま放っておくと、非常に、今日も多額の維持管理費が掛かっておりま

す。そこで維持管理費の削減のためにも減額してでも貸した方が町にはプラスになるんじゃないかと私は思っているところでありますので、私は、町内企業の活性化のためにも賛成をいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に反対の方の討論はありませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

私は反対の立場で意見を。設備投資のために20年間という期間は私は賛成です。この点は賛成。ただし、20年間、26万8300円でずっと20年間契約してしまうことについては異議があるということでございます。先ほど質問で申しましたけれど、せいぜい5年間程度で、6年目以降はウラノさんともう一回協議をして、事業の進捗状況に応じて貸付金額については見直すという付帯決議を付けるべき。私はそう思っております。

そういった観点から、これ全体の議案、44号の議案については反対の立場であります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論を求めます。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

今までも今からも、旧校舎、若しくはそういった施設の残った状況の中で管理ができない、空き家と一緒に、非常に厳しい状況であります。ですので、地元の企業がそれなりの考え方で、将来性を考えながら地元で起業を起こすというようなことでございますので、そういった状況の中では、町はある面で言いますと協力すべきだというふうに考えます。金額的にはいろいろありますでしょうけれど、そのまま使用可能かどうか、東彼杵中学校も一緒ですけれど、雨漏りかれこれした場合、やはりそれなりの手当てをしながら。

はっきり言いまして、私も地元でございまして、元地元ですけど、道路関係で言いますと本来自由に入りができるような道路ではありません、狭くて。その辺を考えると、果たして、違う企業が見られた時に活用ができるような状況なのかというのが、非常に厳しい状況です。ですから、まずはそういう状況の中で利用可能なような企業があれば、早急に貸しながら、先ほどいろいろ話がありますが、それぞれ、状況によっては話し合いをするように契約上はしているということですので、お互いにその辺の信頼関係を持って前に進めていただくということで考えておりますので、私は早急に貸すべきだということで賛成をいたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に反対の方の討論はありませんか。

ありませんか。

次に賛成の方の討論はありませんか。1番議員、林田二三君。

○1番（林田二三君）

私はこの案に賛成いたします。

小学校の立地というか、建物のことをやはり考えるとなかなか借り手はないんじゃないかということも感じますし、これまでの経緯のことも理解します。町内企業でもありますし、是非、今後成功していただき、この町を盛り上げていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他に、賛成、反対どちらでもいいですけど討論ございませんか。

ないですね。

それでは、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。

この採決は起立によって採決をしたいと思いますので、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉永秀俊君）

賛成多数です。

したがって、議案第 44 号財産の減額貸付については、原案のとおり可決されました。

日程第 4 報告第 15 号 専決処分に関する報告について (損害賠償の額を定めることについて)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 4、報告第 15 号専決処分に関する報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。本件について説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第 15 号専決処分に関する報告についてでございます。

本件は、損害賠償の額を定めることについてでございます。

戸籍事務におきまして発生した支援措置申出者に関する個人情報漏洩事件について、損害賠償額を下記のとおり決定するものでございます。

事件の概要といたしましては、平成 30 年 1 月 11 日に、当時の東彼杵町役場の戸籍係の職員が、ある自治体の戸籍係を名乗る女性からの住所地の照会に対し、個人情報保護法及び地方公務員法に反して、現住所地を口頭で回答したことにより、多大な苦痛を与えたことによるものでございます。損害賠償額として 20 万円で相手の方と示談が成立したものでございます。

これにつきましては、非常に時間が掛かりましたのは、この金額がなかなか折り合いがつかずに今までに至っておりますが、これでひととおりの個人情報の流失問題につきましては区切りが取れたのではないかなと思っております。担当の職員は、皆さんご存じのとおり停職 6 か月という処分を受けておりますので、これですべてを、ここで区切りを付けたいと思っておりますので報告をさせていただきます。

この 20 万円が報告事項ということは、町長の専決処分事項の指摘で、損害賠償額のうち 1 件 50 万円以下ということとなっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。以上報告いたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第 15 号を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 4 年第 2 回東彼杵町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 01 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 林田 二三

署名議員 立山 裕次